

補助金交付申請時
必要書類

※その他審査に必要な図書を求める場合があります

- 補助金交付申請書(様式第1号(その2))
- 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類 ※最新の書類を添付してください
(固定資産税課税明細書、登記事項証明書、固定資産税課税台帳兼名寄帳等の写し)
- 付近の地図(対象建物の場所がわかる位置図)
- 耐風診断結果の写し(屋根上調査票)
- 耐風診断を行ったものが診断士であることを確認できる書類の写し
- 耐風改修等を行う面積(実施工面積)が確認できる図面(屋根伏図等)
- 耐風改修工事の内容を示す図書(屋根伏図、詳細図等)
※告示基準を満たすことが確認できるもの
- 耐風改修工事費等の内訳書(見積書)
- 耐風改修等を受けようとする住宅の全景写真(2方向)
- 誓約書
- 住宅の形状が判断できる概略平面図 ※併用住宅の場合のみ。
※増築がある場合は増築部(増築年、面積、位置)を明示すること
- 委任状 ※業者等へ手続きを委任する場合のみ添付

完了報告時
必要書類

※変更がある場合は事前に相談を行うこと

※その他審査に必要な図書を求める場合があります

- 完了報告書(様式第7号)
- 耐風改修工事の実施内容を示す図書(屋根伏図、詳細図等)
※告示に適合している事を明記
- 「領収書」の写し ※代理受領を行う場合は「請求書」の写しと差額分の「領収書」
- 写真(施工前・施工状況及び施工後)※施工範囲全てが確認できるもの
- 振込先を明記した委任状 ※補助金の代理受領を行う場合のみ添付

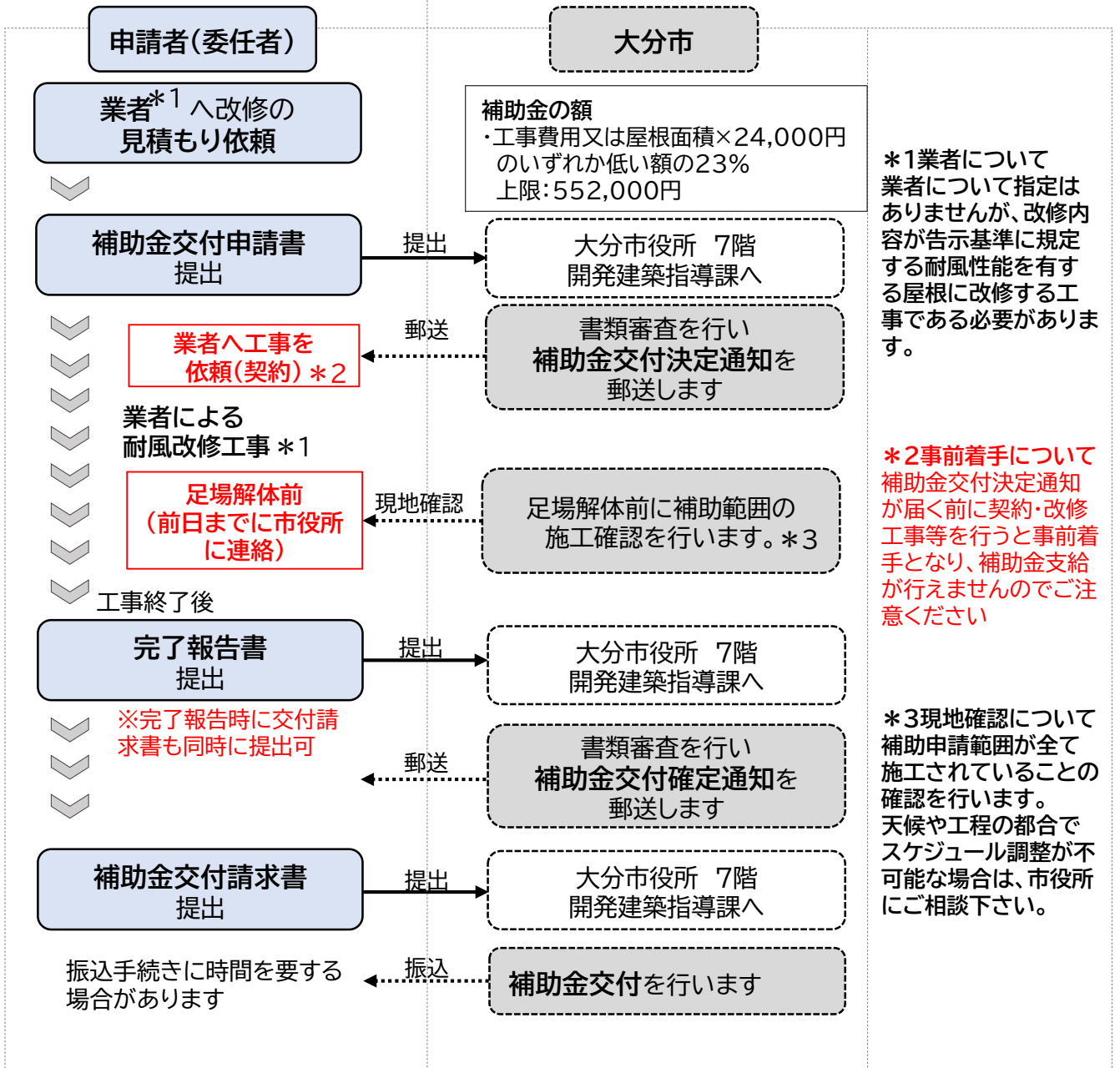
補助金交付申請時
必要書類

※完了報告時に交付請求書も同時提出可

- 補助金交付請求書(様式第9号)

対象となる住宅の条件

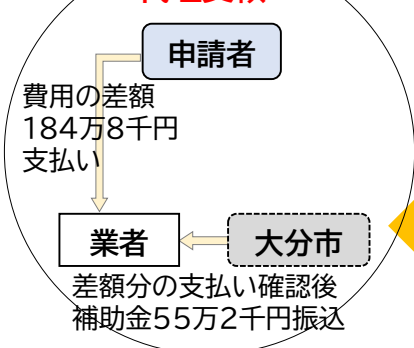
- ・令和3年12月31日以前に着工されたもの
 - ・告示に適合していない瓦屋根であること
 - ・住宅、長屋、共同住宅であること
- (店舗等の用途を兼ねる場合は当該床面積が延べ床面積の1/2未満に限る)



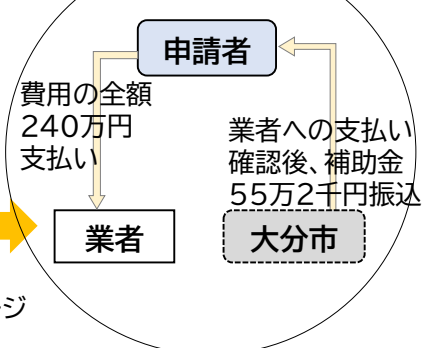
代理受領

代理受領制度について

通常



申請者の方の一時的な費用負担軽減のため、大分市が業者等へ補助分の代金の振り込みを直接行うことができます。(別途委任状様式がありますのでお問い合わせください)



どちらでも選択可

例えば耐風改修費用が240万円、補助金55万2千円の場合の支払いイメージ